

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第 9 号
受付日	平成26年10月 8日
送付日	平成26年10月 8日
答弁受理日	平成26年10月21日

## 文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	総務部

### 【件名及び質問の要旨】

内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

## 公契約条例に係る議会答弁等について

2014年10月8日  
市議会議員 加藤 清助

さる8月定例会議会において「四日市市公契約条例」議案が原案可決されたところです。

施行日は、平成27年1月1日となっています。

私は、過去の議会一般質問及び議案質疑等で問うてきたところですが、これまでの当局の答弁に関連して以下、文書質問をおこないます。

### 1. 法的課題について

9月8日本会議における議案質疑に対する答弁において、「労働報酬下限額を規定することについて、公契約条例は、労働関係法令等の遵守を求めるが、法的課題について意見が分かれ、疑義がある内容を規定することは現段階で適切でないと判断している」との答弁でありました。

また、「地方自治法以外にどんな課題があるのか」の質疑に対し、「憲法第27条第2項のほか、最低賃金法に抵触する可能性がある」との答弁がありました。

しかし、「最低賃金法に抵触する」「憲法第27条第2項に抵触する」については、平成21年2月24日付け参議院 尾立源幸議員の質問趣意書に対する同年3月6日付け、内閣総理大臣 麻生太郎 答弁書において「条例において、地方公共団体の契約の相手方たる企業等の使用者は、最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金を上回る賃金を支払わなくてはならないこととすることは同法上、問題となるものではない」と答弁しているが、四日市市は政府内閣総理大臣答弁と異なる認識で対応しようとしているのですか、お尋ねします。

また、地方自治法上の課題とする、「地方自治法第234条の規定による契約は、私法上の契約と解されている、したがって契約自由の原則が適用される」についても、契約するかしないかは、当事者それぞれの判断であり、条例の趣旨を理解し遵守することを約束して応札した方と契約するものであって何ら、法的課題は存在しないのではありませんか、お尋ねします。

また、受注者の事業所に働く労働者間において、公契約に従事する労働者とそうでない労働者の間に賃金格差が発生するのは問題であるような発言を聞いたことがあるが、現に同一企業労働者であっても勤務地等の地域賃金差を設けているのが通例でなんら労働法制に抵触するものではありませんが、未だに公

契約に従事する労働者とそうでない契約に従事する労働者間の賃金差は法的課題ととらえられているのですか。

2010年4月、野田市を皮切りに全国で11の自治体が労働報酬下限額を設定する公契約条例を施行していますが、総務省から指摘を受けた事例はありませんが、それでも本市が「私ども独自で法律の専門家等にご意見を賜り、その上で判断した」(6月定例会議会答弁)と答弁しているが、改めて、その判断のもととしたその根拠について、お尋ねします。

## 2. 指定管理者の指定は「行政処分」について

前述同様、本会議質疑答弁において、「指定管理は法的には行政処分の一種で契約とは異なることから対象としていない」と答弁している。

しかし、「指定自体は「行政処分行為」だが、指定にもとづく「協定」は「契約」としての法的性格を有する協定と解するのが適当」との平成19年総務省「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究報告」で見解が示されているが、四日市市は総務省の見解と異なる認識にあるということか、お尋ねします。

## 3. 公契約の対象とする契約の範囲について

四日市市公契約条例における対象について、「本条例案では、市長部局及び上下水、病院が行うすべての契約について、発注者及び受注者の責務を定めている、具体的な条例の履行確認の施策については、少額のものまで含めると実施がきわめて困難なので対象契約を、別に規則で定めたい」との答弁であったが、本条例の施行期日は平成27年1月1日となっている。

施行にあたって「労働条件に関する報告は、工事1億円、清掃・警備等は1000万円以上を対象と考えている」との答弁であったが、10月3日の条例案可決後、施行までわずか3か月しかない。

この期間内に、「施行規則」の策定はもちろんのこと、事業者への周知、市民・労働者への周知期間も含まれるが、施行規則の策定及び周知の期間はどのように設定しているのですか、お尋ねします。

また、「対象契約を工事1億円以上、清掃・警備等1000万円以上」とする場合、本市における単年度の対象契約件数について答弁において「他市と同様に十数件程度」と答弁しているが、平成25年度決算実績ベースにおける工事・清掃・警備等該当する契約件数は何件になるのか、お尋ねします。

また、指定管理を含めた場合の件数は何件になりますか、お尋ねします。

#### 4．労働報酬下限額の設定と公共工事設計労務単価について

国土交通省は本年2月から適用する公共工事設計労務単価について、次のようにプレスリリースしています。

「留意事項 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点に十分留意すること。公共工事設計労務単価、これに上記の必要経費を含めた金額は、いずれも下請契約における労務単価や雇用契約における支払賃金を拘束するものではないこと」

つまり、国は、各都道府県別に職種別設計労務単価を公表している、

平成10年時から30%も低下した労務単価の引き上げをしなければ労働者の確保すらできなくなっている背景もあり、平成25・26連続して見直している。

しかし、この設計労務単価が労働者の賃金に必ずしも反映されないことは国土交通省自らが、受注者（事業者）が支払うことを拘束するものではないと言っている。

だからこそ、自治体が発注者として労働報酬下限額の設定を行い、地域の賃金水準をリードする役割が求められているのではないかと。

見解を求めます。

#### 5．総合評価方式による契約に対する公契約条例の適用について

本市では「四日市市総合評価方式試行要綱」を平成20年7月28日に策定し以後、比較的高い予定価格の工事（建設業法に規定する）を対象に落札者を決定している。

評価は技術点、価格点などを内容とするものだが、これら総合評価方式の契約についても公契約条例の対象としているのか、お尋ねします。

また、同要綱は「試行」要綱のままであるが、いつまで「試行」するのか。試行期間及びこの5年間の試行、成果と課題など総括と今後の対応についてお尋ねします。